

通勤手当の非課税限度額の改正について

～マイカー通勤手当の非課税限度額が引き上げられました～

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、

①通勤距離が片道 65 km以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられるとともに、②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の1か月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1か月当たりのその駐車場等の料金相当額(上限 5,000 円)を加算した金額とすることとされました。この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。

この改正により、改正後の1か月当たりの非課税限度額は、次のようになりました。

1. 1か月当たりの非課税限度額

区 分		課税されない金額	
		改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分		
	片道2km 未満	(全額課税)	同 左
	片道2km 以上 10km 未満	4,200 円	同 左
	片道 10km 以上 15km 未満	7,300 円	同 左
	片道 15km 以上 25km 未満	13,500 円	同 左
	片道 25km 以上 35km 未満	19,700 円	同 左
	片道 35km 以上 45km 未満	25,900 円	同 左
	片道 45km 以上 55km 未満	32,300 円	同 左
	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円	38,700 円
	片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円	
	片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円	
	片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円	
片道 95km 以上	66,400 円		
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人(通勤距離が片道2km 未満である人を除きます。)に支給する通勤手当		②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限 5,000 円)との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人(その交通用具を使用する通勤距離が片道2km 未満である人を除きます。)に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同 左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人(その交通用具を使用する通勤距離が片道2km 未満である人を除きます。)に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限 5,000 円)との合計額 (最高限度 150,000 円)	—

(注) 1 「一定の要件を満たす駐車場等」とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

2 「1か月当たりの駐車場等の料金相当額」とは、駐車場等の料金が月単位で定められている場合には、その料金の額(1月を超える期間で1月の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、その料金の額をその整数倍の倍数で除して計算した金額)をいい、駐車場等の料金が年単位で定められている場合には、その料金の額を12(1年を超える期間で1年の整数倍の期間を単位として料金が定められている場合は、12にその整数倍の倍数を乗じた数)で除して計算した金額をいいます。

2. 適用時期

この改正は令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます